

姫路市議会議員による
不当要求事案に関する報告書

令和4年2月

姫路市

目 次

1	はじめに	1
2	調査について	2
	(1) 専門委員について	
	(2) 本市における調査について	
3	事案の概要について	3
	(1) 平成 30 年度次期道路台帳システム計画策定業務委託について	
	(2) 白浜系引八木地区対策協議会の実態把握と市との関わりに関する事	
	(3) 姫路市基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務プロポーザルに関連する業務に関する事	
	(4) 新市場用地の土壌汚染対策業務に関する事	
	(5) 賑わい拠点施設用地契約候補者選定委員会委員に関する事	
	(6) 浜手緑地・白浜地区のからくり時計の設置に関する事	
	(7) 浜手緑地・白浜地区の公園西側の園路補修及び日陰棚の建替えに関する事	
	(8) 令和元年度公園のフェンスの嵩上げについて	
	(9) 不当要求行為で問題となった公園のフェンスの嵩上げに関する事	
	(10) 浜手緑地・白浜地区の公園整備に関する事	
	(11) 白浜市場線東ルートの整備に関する事	
	(12) 新恋の浜橋の新設と蛸橋の改修整備に関する事	
	(13) 東部析水苑のグラウンド整備に関する事	
	(14) 白浜小学校の相撲場整備に関する事	
	(15) 白浜小学校渡り廊下の整備に関する事	
	(16) 粟生の松原公園に関する事	
	(17) 白浜西山公園に関する事	
	(18) 飾磨消防団白浜分団詰所の整備に関する事	
	(19) 3 地区における工事等に係る相手方選定に関する事	
	(20) 中央卸売市場場長と松岡廣幸議員との出張に関する事	
	(21) 姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関する事	
	(22) 白浜 204 号線植栽工事に関する事	
	(23) 木場南第二排水ポンプ整備事業に関する事	
	(24) 白浜小学校屋内運動場新築工事に伴う物品購入に関する事	
	(25) 平成 30 年度系引小学校東門西側校庭整備工事に関する事	
	(26) 令和元年度白浜小学校運動場北側防球ネット設置工事に関する事	
	(27) 姫路市立白浜公民館ロビー等改修工事に関する事	

4	各事案における問題点等について	16
	事案は前項と同様	
5	原因分析について	20
	(1) 松岡議員による不当要求行為等	
	(2) 職員倫理条例に基づく要望等への対応の不備、不徹底	
	(3) 職員自身の倫理意識の低下	
	(4) 議会への説明不足	
	(5) 予算執行・契約事務に関するチェック体制の不備	
	(6) その他専門委員の意見	
6	本市の再発防止に向けた取組について	22
	(1) 職員倫理条例に基づく要望等への対応等	
	(2) 職員の意識改革	
	(3) 議会への説明責任の履行の確保	
	(4) 予算執行・契約事務に関するチェック体制の充実	
	(5) その他の専門委員の提言	
7	おわりに	25

1 はじめに

令和2年9月14日、姫路市議会定例会の本会議において、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（平成26年姫路市条例第2号。以下「職員倫理条例」という。）の運用状況等に関する質問が市議からなされた。総務局長は、平成30年度には55件、令和元年度には36件の不当要求行為等に該当すると判断した要望等が市職員に対して行われたこと、これらのうち、各年度において1件ずつ計2件については、不当要求行為のおそれに該当すると判断した市議からの要望等であると答弁した。

この答弁を契機として、不当要求行為のおそれに該当すると判断された市議からの要望等（以下「当該市議の要望等」という。）について、全容を解明し、しかるべき措置を講じる必要があるとの声が多く市議からあがり、同年10月9日、市議会議長は市長に対し、当該市議の要望等について、不当要求行為のおそれではなく、不当要求行為に該当すると思料されることから、再審査を行うよう申入れを行った。同月14日、市長は、職員倫理条例第12条の規定に基づき、当該市議の要望等が不当要求行為に該当するかどうかについて、姫路市職員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）に諮問した。

同年11月27日、倫理審査会は、諮問された当該市議の要望等については職員倫理条例第2条第4号に規定する不当要求行為に該当する行為があったものとして取り扱うべき旨を市長に答申した。市長は、不当要求行為に該当する行為が行われたと判断し、当該市議の要望等を不当要求行為と認定した。市長が当該市議の要望等を不当要求行為と認定した事実は、新聞、テレビ等により報道され、世間の耳目を集めることとなった。

同年12月21日、地方自治法第100条の権限等が委任された「市議会議員の不当要求行為に関する調査特別委員会」（以下「不当要求調査委員会」という。）が市議会に設置された。不当要求調査委員会は、不当要求行為と認定された要望等を行った市議のほか市職員8人に対する証人尋問を行うなど、7回にわたり開催された。この不当要求調査委員会における調査の過程において、当該市議の関与によって不適切な事務が行われたのではないかと疑義が生じる新たな事案が複数確認された。

令和3年3月26日、疑義を生じた案件の真相を究明すべく「不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会」（以下「真相究明委員会」という。）が市議会に設置された。真相究明委員会は、当該市議の関与が疑われる25事案の審査に加え、地方自治法第100条の権限を付与された4事案について、当該市議のほか、市職員（退職した者を含む。）8人に対する証人尋問等を行った。同年12月21日の委員長による最終報告が行われるまでの約9か月間に開催された真相究明委員会は、異例と言える20回を数えるに至った。

この報告書は、不当要求調査委員会及び真相究明委員会に提出された資料、調査された事項及び証人尋問等における質疑応答並びに関係職員に対して事実確認のために行った聴き取り調査の結果に加え、市議会議員による不当要求事案に係る検証等専門委員（以下「専門委員」という。）として、市長が同年8月に委嘱した3人の外部有識者による調査・検討の内容を踏まえ、本市として、当該市議の関与が疑われた事案に関して、問題点、原因分析及び再発防止策に係る検討結果を取りまとめるとともに、本市における不祥事の再発防止に向けた取組方針等を記載したものである。

2 調査について

(1) 専門委員について

ア 調査対象事案

真相究明委員会の調査対象とされた事案

イ 所管事務

- (ア) 姫路市議会議員の関与の有無及び程度の検証
- (イ) 本市の対応の適否等の検証
- (ウ) 調査対象事業のうち、不当要求行為に応じて事業を行うこととなった事案に関する原因の究明
- (エ) 姫路市議会議員から職員に対して不当要求行為又は不当要求行為のおそれのある行為が行われた場合において、本市が採るべき対応策の検討及び提案
- (オ) 姫路市議会議員からの職員に対する不当要求行為又は不当要求行為のおそれのある行為を未然に防止するための方策の検討及び提案

ウ 委員

- ・ 長部 研太郎 弁護士（大阪弁護士会所属）
- ・ 齋藤 憲道 大阪大学大学院法学研究科客員教授
- ・ 柴田 眞里 弁護士（兵庫県弁護士会所属）

エ 活動状況

令和3年 8月 4日 市議会議員による不当要求事案に係る検証等専門委員を設置（規則制定）

5日 専門委員を委嘱（齋藤委員、柴田委員）
専門委員との打合せ（齋藤委員、柴田委員）

24日 専門委員を委嘱（長部委員）
専門委員との打合せ（長部委員）

10月13日 専門委員との打合せ（長部委員、柴田委員）

14日 専門委員との打合せ（齋藤委員）

11月26日 専門委員との打合せ（長部委員、柴田委員）

30日 専門委員との打合せ（齋藤委員）

12月14日 専門委員との合同打合せ（長部委員、柴田委員、齋藤委員）

24日 専門委員との打合せ（柴田委員）

令和4年 2月 4日 提言書に係る専門委員意見の集約

※上記のほか電話及びメールによる連絡、調整等を随時実施した。

(2) 本市における調査について

事案の内容及び職員の対応について確認するため、14 所属の調査を行った。

- ・ 総務局職員部人事課
- ・ 財政局財務部契約課、工事技術検査室
- ・ 産業局中央卸売市場
- ・ 都市局公共建築部営繕課
- ・ 建設局道路管理部道路総務課・道路管理課・長寿命化対策課、道路建設部道路建設課、公園

部公園整備課

- ・ 下水道局下水道管理部下水道管理課
- ・ 教育委員会事務局教育総務部総務課・学校施設課、生涯学習部生涯学習課

3 事案の概要について

記載に当たっては、不当要求調査委員会及び真相究明委員会に提出された資料、これらの委員会における質疑応答（議事録）、証人尋問、市職員への聴取、専門委員の意見等を基礎資料として本市としての検証を行い、後述する各事案における問題点等、原因分析、本市の再発防止に向けた取組等の説明に必要な範囲において記載するものである。

(1) 平成 30 年度次期道路台帳システム計画策定業務委託について

平成 18 年 4 月、道路総務課は、道路の管理、維持に関わる各業務の効率化と職員の負担軽減を図るため、道路台帳システムを導入した。当該システムの契約が令和 3 年 3 月に終了することに伴い、平成 28 年度には、道路総務課は、新たな道路台帳システムの導入及び当該システムの整備計画に係る策定業務をプロポーザル方式により実施することを決定した。

平成 30 年 4 月 2 日、道路総務課は、次期道路台帳システム計画策定業務委託に係るプロポーザル（以下この号において「プロポーザル」という。）の実施に係る公告を行った。

プロポーザルは、同月 13 日に参加申込みを締め切り、受注業者を選定するための選定委員会を同年 5 月 21 日に開催する予定であった。

同月 10 日、プロポーザルへの参加を見送った事業者から相談を受けた松岡廣幸市議会議員（以下「松岡議員」という。）は、道路総務課長及び同課係長を市議会会派控室へと呼び出し、市ホームページに掲載されているプロポーザルに係る質疑応答には事業者が質問した項目の全てが掲載されておらず市の改ざんではないか、実施要領に一部の大手事業者しか応募できないような条件が付されている、過去 10 年間受注していた事業者を入札から外すべきである、仮にプロポーザルに不備があった場合の市の責任者は誰であるかを明確にせよ等の要望を行った。

同月 15 日、松岡議員は、道路総務課長及び同課担当職員、契約課長及び同課係長、人事課長及び同課係長並びに職員倫理課長を市議会第 3 応接室へと用件を告げることなく呼び出し、松岡議員に相談した事業者をその場に同席させた上で、当時のシステムの契約者が入札の落札者となった場合は市職員の責任を問いたす等の発言を威圧的な言動を用いながら長時間（約 100 分間）にわたり行った。

道路総務課長は、同月 15 日に松岡議員が行った要望が不当要求行為に該当すると判断し、要望等に係る記録票兼報告書（以下「記録票」という。）を作成の上起案した。建設局長は、職員倫理条例の所管課である職員倫理課、総務局長等の意見も踏まえ、当該要望が不当要求行為に該当するかどうかについて検討し、当該要望を「不当要求のおそれ」と決定した。

当該要望は、令和 2 年第 3 回市議会定例会本会議における質問を契機として、「不当要求行為」に該当するのではないかと問題視され、同年 10 月 9 日に市議会議長から市長に対し、再審査の申入れがなされた。

市長は、倫理審査会へ諮問を行い、同年 11 月 27 日、倫理審査会は、当該要望は不当要求行為に該当する行為があったものとして取り扱うべき旨の答申を市長に行った。

市長は、松岡議員による当該要望を職員倫理条例第 2 条第 4 号オ（正当な理由なく、特定の

ものに対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為)及びカ(その他職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である行為)に該当すると判断し、不当要求行為であると認定した。

(2) 白浜系引八木地区対策協議会の実態把握と市との関わりに関すること

白浜系引八木地区対策協議会(以下「3地区協議会」という。)は、白浜地区、系引地区及び八木地区(以下「3地区」という。)の課題である播磨臨海地域道路に関する要望、ゲリラ豪雨・水害対策及び中央卸売市場移転に伴う交通渋滞に3地区で対応することを目的として、3地区の各連合自治会長及び自治会長を役員とし、松岡議員を事務局長として、平成30年7月に設立された任意団体である。

令和3年1月12日、3地区内で行われる本市が発注した公共工事の請負業者(以下「請負業者」という。)の1社から、3地区協議会から金額を指定した協賛金の拠出要請を受け、協賛金を支払ったとの連絡が本市にあった。

この事実は同月29日に新聞により報道され、真相究明委員会において審議されることとなった。

当該請負業者からの連絡後、職員倫理課職員が事実確認のため関係職員へヒアリングを実施した結果、松岡議員は、請負業者に自治会長や松岡議員へ挨拶に行くよう指示をすることを市職員に要望していたことが判明した。

本市は、3地区協議会による請負業者に対する協賛金の拠出要請が、本市が行う入札業務に影響を及ぼしている可能性が否定できないことから、請負業者に対してアンケート調査を行った。

調査の結果の概要は、次のとおりである。

- ・ 協賛金拠出の要請を受けた 10社
- ・ 要請を受けた場所は松岡議員が経営する会社の事務所であった 5社
- ・ 松岡議員又は松岡議員及び自治会長から協賛金拠出の要請を受けた 4社
- ・ 要請に応じて協賛金を拠出した 8社
- ・ 意に反して協賛金を拠出した 3社
- ・ 拠出した協賛金の返還を希望する 2社
- ・ 市職員から松岡議員や自治会長への挨拶を依頼された 8社
- ・ 市職員から3地区協議会への挨拶を依頼された 0社

アンケート調査の結果を受け、市は、3地区協議会に対し、請負業者に対して協賛金の拠出を要請しないこと及び意に反して協賛金を拠出した請負業者が返還を求めた場合は、返還に応じることを申し入れるとともに、請負業者に市議会議員への挨拶を依頼しないよう、職員に周知し、徹底を図った。

なお、令和4年2月1日時点において、協賛金の返還を希望する2社のうち1社は既に返還を受けているが、残りの1社に対して3地区協議会が返還した事実は確認できていない。

(3) 姫路市基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務プロポーザルに関連する業務に関すること

平成30年12月19日、松岡議員は、情報政策室主幹に対して基本地形図データ(本市の各業務において使用する台帳管理図面、計画図等に用いる基盤地図情報)に不備がある、大学准教授に意見書作成を依頼しているので、意見書の内容を確認してほしいと要望した。

同月末、松岡議員は、「姫路市基本地形図に関する報告書」を副市長に提出した。

令和元年6月6日、松岡議員は、平成31年4月から基本地形図に関する業務の移管を情報政策室から受けた工事技術検査室の主幹に対し、毎年度、基本地形図の更新業務を事業者に委託していたにもかかわらず、基本地形図の不備が長期間修正されなかったことは請負業者とともに市にも責任があると主張し、令和元年6月3日に公告した「姫路市基本地形図データ更新計画策定業務委託」プロポーザルには更新業務を受注してきた事業者を参加させないよう要望した。

同年7月5日、松岡議員は、工事技術検査室室長及び主幹を市議会会派控室へと呼び出し、更新業務委託の実績が上がりず誤りが多数あると指摘し、これまで更新業務を受注してきた業者を排除する旨の要望をした。

室長及び主幹は、松岡議員からの要望に対し、対応できないことを回答した。

令和2年2月13日、業務委託入札参加者審査委員会において、基本地形図データ再構築業務と道路台帳更新業務を合併発注すること、参加資格は3者JV（共同企業体）とすること等を決定し、市は、同年8月25日「姫路市基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務委託」を契約した。

真相究明委員会において、松岡議員が推薦する業者を入れるために3者JVを条件としたのではないかと指摘を受けたが、複数企業の連携により相互の技術力の補完やチェック機能を働かせることが期待できるものであり、3者JVを参加資格としたのは松岡議員からの要望によるものではないことを説明した。

(4) 新市場用地の土壤汚染対策業務に関すること

新市場移転予定地において、平成27年度に土壤汚染が確認されたことから、本市は対策を検討するため、平成28年1月に中央卸売市場移転予定地における土壤汚染対策等に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置し、土壤及び地下水の調査に関する検討を行った。

専門家会議が決定した土壤汚染対策基本方針を踏まえ、本市は、平成29年度及び平成30年度に土壤汚染対策業務を業務委託として実施した。

令和3年1月8日、不当要求調査委員会において、平成30年5月15日の松岡議員の要望に係る音声データ中に、土壤汚染対策業務が松岡議員の関与により工事請負ではなく業務委託になったとの発言があることが確認され、松岡議員による契約等への関与が疑われた。

当該業務に係る契約方法については、営繕課、契約課及び法制課との庁内協議を重ね、汚染土壌内のベンゼン等の浄化作業を委任し契約を締結するものであり、「工事請負」のような構造物を作り市に引き渡すものではないことから、「業務委託」での実施が適切であると判断し、同年2月9日に業務委託入札参加者審査委員会の承認を得て発注したものであり、松岡議員の関与による契約等への影響は認められなかった。

また、土壤・地下水汚染対策詳細設計業務についても、松岡議員の発言にあった金額と契約金額は異なっており、松岡議員の当該発言は誤った認識に基づくものであったと考えられる。

(5) 賑わい拠点施設用地契約候補者選定委員会委員に関すること

中央卸売市場の移転に伴い同市場に隣接して新たに設置される賑わい拠点施設の用地については、当初、現市場の場内事業者が取得する予定であったが、当該場内事業者が用地取得を辞退したことに伴い、市は、改めて賑わい拠点施設用地の契約候補者を選定する必要が生じた。

契約候補者の選定に当たり、市は、市長の附属機関として、「学識経験者」、「専門的な知識を有する者」、「地元住民の代表者」等の外部委員と市職員とで構成員とする賑わい拠点施設用地契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。

真相究明委員会において、「地元住民の代表者」として、白浜地区の連合自治会長及び単位自治会長の2人が選定委員会の委員に就任していたことについて、松岡議員の関与が疑われた。

白浜地区の連合自治会長及び単位自治会長の2人を「地元住民の代表者」として委員に選定した理由は、当該施設の整備に伴い施設周辺において様々な影響が生じることから、地域の実情に精通し、生活環境への影響に配慮した観点から審査を行い得る者であるとして選定したものであり、委員の選定に当たり松岡議員の関与は認められなかった。

なお、賑わい拠点施設用地契約候補者を選定するプロポーザルについては、令和2年度にサウンディング型市場調査を経て実施し、1者から応募はあったが、当該応募者はプロポーザルの参加資格を満たしておらず、契約候補者の選定には至らなかった。

(6) 浜手緑地・白浜地区のからくり時計の設置に関すること

平成31年1月21日、灘の松原自治会から浜手緑地・白浜地区に環境庁音百選に選ばれた獅子屋台のだんじり太鼓の音色が流れる時計台の設置に係る要望書が建設局公園部に提出され、時計台設置に係る事業の検討が開始された。

令和元年5月17日、松岡議員は、公園整備課長に対し、音色を発するだけの時計ではなく、屋台の模型が可動する仕掛けを持つからくり時計を設置するよう要望した。

公園整備課長は、松岡議員に対し、機械式のからくり時計は壊れやすいこと、地元住民は時計はシンプルなものを要望していることを説明したが、松岡議員は市場の移転が困難になる旨の発言をし、からくり時計の設置を強く要望した。

松岡議員の要望を受け、当初は自治会が要望する音の出る時計としての事業費を想定していたが、複雑な構造を持つからくり時計を設置するため令和2年度予算として通常の時計設置の予算を大きく上回る予算が計上された。令和2年度予算は地元との協議が整わず未執行となったため、市は、令和3年度予算に同額を計上した。

建設局は、通常の時計設置を上回る予算措置及び事業内容の特殊性や仕様に関し、議会に対し説明を行わなかった。

(7) 浜手緑地・白浜地区の公園西側の園路補修及び日陰棚の建替えに関すること

市は、中央卸売市場移転再整備事業に伴い、平成28年度から地元対策の一環として浜手緑地（白浜地区）整備事業を開始した。

新市場へのアクセス道路の整備のため分断された浜手緑地の園路の連続性の確保、緑地面積の回復及び駐車場を整備するため、浜手緑地（白浜地区）西ゾーン園路広場整備工事、浜手緑地（白浜地区）西ゾーン植栽工事及び浜手緑地（白浜地区）パーゴラ改築工事に必要となる予算を令和3年度予算に計上した。

当該事業について、松岡議員からの要望等は認められず、分断された園路の連続性を確保するための園路整備と安全性を確保するためのパーゴラ撤去工事については、真相究明委員会において必要性を説明した後、令和3年度予算から執行した。

(8) 令和元年度公園のフェンスの嵩上げについて 及び

(9) 不当要求行為で問題となった公園のフェンスの嵩上げに関すること

平成31年3月6日、松岡議員は、市議会応接室へ公園整備課長及び公園緑地課長を呼び出し、松原ノ荘公園で球技を行う際にボールが隣接宅地に飛び込むことを防止するため、当該公園のフェンスを嵩上げするよう要望した。

松原ノ荘公園には地域からの要望を受け高さ3メートルのフェンスが設置されており、更なるフェンスの嵩上げは他の公園との均衡を欠くため、公園整備課長及び公園緑地課長は、球技の禁止など公園の使用方法を変更することで対応できないか地元で検討してもらうよう松岡議員に依頼し了承された。

令和元年6月5日、松岡議員は、市議会応接室へ公園部長、公園整備課長及び公園緑地課長（以下「公園部長ら」という。）を呼び出し、球技の禁止に関する地元での検討について自身が了承していたにもかかわらず、要望から数か月経過したのに事業化が決定されていないと机を叩き、声を荒げるなどして、当該公園と関係がない事業に関する国からの交付金の額の決定について、自身が関与したことで本来よりも多額に交付されたこと、要望を実施しない場合は次年度の国からの交付金を減額させること、交付金が減額された場合の責任は担当者にある等の威圧的な発言を用いて早期にフェンスの嵩上げを実施するよう要望した。

市は、松岡議員の当該要望を受けフェンスの嵩上げを行うことを決定した。

公園部長らは、当該要望が不当要求行為に該当すると考えたが、判断に自信が持てなかったことから、不当要求行為のおそれに該当するとして記録票を作成し起案した。

同月21日、松岡議員は、建設局長に対し、担当職員が自治会長に行ったフェンスの嵩上げに係る説明に立腹していることを伝え、建設局長、公園緑地課係長、公園整備課係長、総務局長及び人事課長を市議会応接室へと呼び出し、市組織の統制上の問題があると指摘し、担当者を異動させるよう要望するとともに、松岡議員の活動により国の補助金が増額されている、松岡議員の関連する要望及び松岡議員に対して特別な取扱いをすること、そのことを庁内（職員）に周知すること等を威圧的な言動を用いて要望した。

松岡議員の当該要望を不当要求行為であると感じた職員がいる一方、不当要求行為と感じなかった職員もいた。また、建設局長は、同月5日の要望と一連のものと考え、不当要求行為の該当性について検討を行わなかった。

建設局長は、松岡議員の要望に応じるため、早急に工事を実施するよう指示し、決裁権者である公園整備課長は、工事を2つに分割し、随意契約として発注した。

令和2年11月27日、市長は、倫理審査会からの答申を受けて、松岡議員による当該要望を職員倫理条例第2条第4号ア（暴行、脅迫又は大声若しくは威圧的言動等の社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為）、オ（正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為）及びカ（その他職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である行為）に該当すると判断し、不当要求行為と認定した。

(10) 浜手緑地・白浜地区の公園整備に関すること

令和元年5月17日、松岡議員は、公園整備課長及び課長補佐に対し、浜手緑地の芝生広場の整備に係る発注が指名競争入札になるのであれば事前に教えること、複合遊具等を設置する設計・施工業者を決定する前にプロポーザルの提案図面を見せるよう要望した。公園整備課長は提案図面を見せることは拒否したが、入札の事前連絡等については了承した。

同月22日、松岡議員は、公園整備課長及び課長補佐に対し、複合遊具等の設置において地元

の特定の業者の資材を使用するよう要望したことから、設計・施工業者を決定するためのプロポーザルの実施に関し松岡議員の関与があったのではないかと真相究明委員会において疑念を抱かれた。

本件プロポーザルの要求水準書には「積極的に姫路市内の企業で取り扱われている資材や制作された部材などを用いること」との記載があるが、これは姫路市内の経済の活性化に寄与すること等を考慮して松岡議員による要望がなされる前から記載が予定されていた事項であり、松岡議員の要望に応じて行ったものではなかった。

同年6月13日、松岡議員は、公園部長と公園整備課長に対し、遊具の大きさを市内に既設の大型複合遊具と同程度となるよう要望した。

同年11月18日、松岡議員は副市長、建設局長及び公園部長に対し、複合遊具に係るプロポーザルの提案内容を変更すること及び松岡議員の意向に沿った公園部の人事異動を行うことについて威圧的な言動を用いて要望した。

建設局長は、松岡議員による要望により、地元の意向を受け入れ、複合遊具等に係る仕様及び契約額の増額変更の決裁を行った。

令和3年7月1日、市長は、松岡議員の当該要望を職員倫理条例第2条第4号ア（暴行、脅迫又は大声若しくは威圧的言動等の社会的正当性を逸脱した言動を伴う行為）、オ（正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為）及びカ（その他職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である行為）に該当すると判断し、不当要求行為と認定した。

(11) 白浜市場線東ルートの整備に関すること

平成30年8月20日、市は、中央卸売市場の白浜地区への移転に伴い、地元自治会から市場関係車両の往來の増加に対応するため、交通渋滞を抜本的に解決できる周辺道路整備の要望を受け、白浜市場線東ルート（以下「東ルート」という。）の道路線形を経営会議で決定した。

東ルートの新設に当たり、道路用地として土地を取得するため工場の移転が必要となる事業者があり、市は当該事業者との交渉に時間を要していた。

令和2年3月3日、松岡議員は、建設局長、道路建設部長、道路建設課長及び道路建設部参事（用地対策課長の事務を行う者）を市議会会派控室へと呼び出し、補助金を止める、経済委員会で問題にして夜までやらせるなどの威圧的な発言を用いて、当該工場の移転先工事を秋祭りまでに完了させるよう要望した。

当初、移転補償費は再築工法により算出していたが、移転に伴い権利者自らが負担することとなる金額が非常に多額となり、事業継続が困難であると判断したため、復元工法を採用することとした。結果、移転補償費は当初予算を大きく上回る額となった。

増加した移転補償費の予算は、令和2年度予算の道路新設改良費の予算の枠内で他の26路線の道路整備事業から流用した。

当該事案は市民生活に大きな影響を与えるものであったにもかかわらず、議会には報告されなかった。

東ルートについては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う減収等により当該事業の予算計上を見送ることを令和3年2月15日に市長が発表し、その後、賑わい拠点施設の進捗が不透明な状況となっていることから、令和3年第2回市議会定例会の本会議において、副市長が東ルートの当初の事業計画については中止する旨を答弁した。

(12) 新恋の浜橋の新設と蜷橋の改修整備に関すること

ア 新恋の浜橋の新設について

平成 26 年 10 月 3 日、松岡議員は、水産漁港課課長補佐（以下「課長補佐」という。）に電話をかけ、新恋の浜橋の施工状況の確認を行った。課長補佐が施工は平成 29 年度以降になると説明すると、松岡議員は、坊勢漁業協同組合の直売所（当時は「姫路とれとれ市場」と呼称していたが、現在は「姫路まえどれ市場」という。以下「坊勢漁協直売所」という。）が平成 26 年度末に完成する予定である、そんなに待たせるのか、地元は黙っていないと発言した。

同月 6 日、市議会会派控室において、道路部長及び道路建設課長は、松岡議員に対し、工事は早くても平成 28 年度後半以降となることを説明した。

平成 27 年 9 月 11 日、松岡議員は、地元自治会への説明会において担当者が小規模な新恋の浜橋は建設を中止し、大規模な橋だけにする方法もあると発言したところ、経済観光委員会をひっくり返す旨の発言をし、新恋の浜橋の新設を要望した。

平成 29 年 6 月 8 日、松岡議員は、道路建設課長に対し、高欄を太鼓橋のようなアーチ型にすること、橋梁の親柱に「恋の浜橋」と記銘すること等の要望を行った。

坊勢漁協直売所との交通の利便性を高めることにより白浜地区の活性化を図るため、車両が通行できる橋梁の設置が要望されたことに対応して、市は、平成 29 年度に新恋の浜橋の設置を行うことにした。その設置に当たって新恋の浜橋の「下部工及び左岸取付道路」は、繰越明許費の繰越金と現年予算で実施した。下部工については、橋梁新設改良費で執行すべきところ、道路新設改良費で執行したが、市は繰越明許費補正の議案を提出した平成 28 年第 4 回市議会定例会で十分な説明を行っていなかった。

新恋の浜橋の高欄の色は、松岡議員及び地元の要望を受け赤色に彩色した。

イ 蜷橋の改修整備について

令和元年度、松岡議員から蜷橋の損傷について担当課に情報提供があった。

現地の確認及び点検をした結果、早期の補修が必要と判断し、設計を実施した。

令和 2 年度に当該補修に係る工事を実施したが、蜷橋の高欄の色は、松岡議員及び地元の要望を受け赤色に彩色した。

(13) 東部析水苑のグラウンド整備に関すること

平成 29 年 12 月 8 日、松岡議員は、産業局長に対し、浜手緑地の工事を行うため、野球、ソフトボールの練習や試合に使用している多目的広場が利用できなくなることから、東部析水苑用地に代替グラウンドを整備するよう要望した。

産業局長、建設局長、下水道局長及び副市長が協議し、東部析水苑の未利用地を代替グラウンドとして整備することとした。

整備に当たっては、産業局が地元調整を、下水道局が土地に係る行政財産使用許可を、建設局が真砂土購入とグラウンド整備をそれぞれ行った。

建設局は、道路保全課の里道整備を担当する技能労務職員がグラウンド整備作業を行うこととし、平成 30 年 3 月 22 日から同年 6 月 26 日までの間、延べ 520 人の職員が当該整備を行った。職員が当該整備を行ったことにより、市が直営で行う予定であった里道整備事業の一部を業者に発注した。

平成 31 年 4 月 2 日、産業局は、白浜地区連合自治会から提出されたグラウンド設備の早期整

備を求める要望書に基づき、当該グラウンドにバックネット及び防球ネットを設置することを決定した。設置費は卸売市場事業特別会計の運営費から支出することとし、バックネット設置工事と防球ネット設置工事をそれぞれ随意契約で発注した。

令和2年6月9日、松岡議員は、下水道局に当該グラウンドにトイレがなく利用者が困っているためトイレを設置するよう要望した。

松岡議員の要望に基づき、下水道局は下水道事業会計における事業として、随意契約により発注し、当該グラウンドにトイレを設置した。

(14) 白浜小学校の相撲場整備に関すること

令和元年7月31日、松岡議員は、市議会会派応接室に教育次長を呼び出し、白浜小学校の相撲場を整備するための設計及び工事に係る予算措置を行うよう要望した。

教育委員会事務局は、令和2年度予算要求において、白浜小学校の相撲場整備に係る設計委託費及び工事請負費の予算要求を行った。当該予算要求における相撲場の上屋は、鉄骨造を予定していた。

令和元年10月10日、松岡議員は、教育委員会事務局学校施設課長（以下「学校施設課長」という。）に対し、相撲場は国技館のような木造の神明造にしたいと要望した。

令和2年2月14日、学校施設課長は、松岡議員に対し、上屋は鉄骨造で整備する方針であることを伝えるとともに、地元から提出された相撲場整備に係る要望書の内容と松岡議員の要望内容が異なっていることから、上屋に係る地元要望の確認を松岡議員に依頼した。

同年3月11日、松岡議員は、学校施設課長に対し、地元の要望は木造の神明造であると伝えた。

松岡議員の要望について、副市長を含め市内部で検討し、予算をできるだけ抑えた木造の神明造として整備することとした。

同年4月8日、白浜小学校相撲場新築工事検討業務委託に係る指名競争入札の案内を業者宛に送付した。

同月14日、松岡議員は、市議会会派応接室に学校施設課長を呼び出し、設計仕様について、知り合いの建設業者に工事費用を安く抑えるための検討を依頼しているため、副市長から指示があるまで設計事務所を決めないよう要望した。

同月17日、予定どおり指名競争入札を実施したが、松岡議員の要望に配慮するため、契約締結日を当初予定日の1週間後に変更した。

同年9月24日、木造の神明造で設計された白浜小学校相撲場新築工事請負契約が締結され、令和3年3月8日に工事は完了した。

同年6月24日、教育委員会は、「要望」として処理していた松岡議員の当該要望を職員倫理条例第2条第4号オ（正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為）に該当すると判断し、不当要求行為と認定した。

(15) 白浜小学校渡り廊下の整備に関すること

教育委員会事務局は、白浜小学校屋内運動場の新築工事における道路を跨いで屋内運動場に移動するための渡り廊下の整備については、他の学校と同様に、屋根のない渡り廊下を整備する方針としていた。

平成29年2月17日、松岡議員は、学校施設課長及び同課係長を市議会会派控室へと呼び出

し、屋根のない渡り廊下を屋根付き渡り廊下（箱型渡り廊下）とし、渡り廊下を屋内運動場の2階に直接接続する仕様に変更するよう要望した。

学校施設課長は、建築基準法上の問題点があること等を説明し、松岡議員の要望に対応することは困難であると回答したが、松岡議員は、9月議会には工事発注を間に合わせなければだめだ、ぐずぐず言うなら同月22日に開催予定の屋内運動場設置に関する地元説明会は中止すると発言した。

学校施設課長は、松岡議員の当該要望について、建築基準法を所管する建築指導課と協議を行い、建築許可申請が可能であるとの結論に至ったことから、同月24日、市議会会派控室において、松岡議員に対し、屋根付き渡り廊下（箱型渡り廊下）で体育館の2階に接続するものを整備すると回答した。

同年3月、教育委員会は、姫路市立白浜小学校屋内運動場新築工事設計委託契約の変更契約を行い、屋根のない渡り廊下を屋根付き渡り廊下（箱型渡り廊下）へと設計変更した。

平成30年10月、当該要望に係る工事が完了した。

(16) 栗生の松原公園に関すること

平成24年12月19日、白浜地区連合自治会は、松原八幡神社（以下「神社」という。）から神社のトイレが設置されている土地等について、市立公園用地として使用貸借することの同意が得られたとして、公園の整備及び公園トイレの新設に係る要望書を市に提出した。

当該要望に基づき、平成25年1月の予算復活要求により平成25年度予算において公園整備に係る予算が措置され、市民局が所管していた「緑と市民の憩いの場」を建設局へ所管替えし、神社のトイレが設置されている土地を含め、公園として整備するとともに、神社のトイレを取り壊し、観光振興の一環として新たに公園トイレを整備することとした。

平成25年3月29日、市と神社との間で神社所有地を公園の用に供するための土地使用貸借契約が締結され、同日、栗生の松原公園の設置に係る告示を行い、同月31日に市立公園として供用開始した。

同年10月16日、栗生の松原公園便所新築工事契約を締結し、平成26年3月17日に公園トイレが完成した。なお、神社が設置していた旧トイレの解体撤去工事も新築工事の一環として実施された。真相究明委員会において、当該工事は憲法違反の疑いがあるとの指摘があった。

(17) 白浜西山公園に関すること

平成30年10月30日、松岡議員は、公園整備課長及び係長を市議会応接室へと呼び出し、西山公園のトイレの水洗化について、翌年の秋祭りまでに早急に整備を進めるよう要望した。

公園整備課長及び係長は、松岡議員に対し、西山公園山上は下水道が整備されていないこと、浄化槽を設置するための放流先を確保することができないなどの課題があることを説明し、秋祭り時には簡易トイレを設置することを検討してほしい旨を伝え、松岡議員は神社の氏子総代にも相談して考えてみるのとのことであったが、結果、当該トイレの建替えを行うこととなった。

平成30年11月12日、松岡議員は、公園整備課長に対し、通常仕様のトイレ設計案に対して、外観を栗生の松原公園と同様の意匠に合わせるよう要望した。

令和元年5月22日、松岡議員は、トイレ整備を10月の秋祭りまでに工事を完了させること、現在の予算で執行しても貧相なトイレしかできないので予算を増額したものとすることを国の公園整備補助金を半額にするなどと威圧的な発言を用いて要望した。

同年6月5日、公園整備課長と営繕課長が仕様を変更したトイレの新設図面を松岡議員に見せ承された。

同月13日、松岡議員は、設計仕様を変更し、トイレの屋根に反りを入れるよう要望した。

同年9月、松岡議員及び地元自治会は、地域の特性を考慮し、更に外壁をなまこ壁仕様にするよう要望した。市はこれらの要望を受け入れ、設計の変更を行った上で、工事契約を締結した。

当該仕様変更の結果、最終的な整備費は、同規模のトイレ整備の約2倍となった。

令和3年9月21日、市長は、松岡議員による当該要望を職員倫理条例第2条第4号ア（暴行、脅迫又は大声若しくは威圧的言動等の社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為）及びカ（正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為）に該当すると判断し、不当要求行為と認定した。

(18) 飾磨消防団白浜分団詰所の整備に関すること

消防局は、有利な財源である「緊急防災・減債事業債」が令和3年度から5か年延長され活用できる見込みとなったことから、当初整備予定にはなかった飾磨消防団白浜分団詰所（以下「白浜分団詰所」という。）の建替えを令和3年度において行うこととした。

白浜分団詰所より老朽化が進んだ詰所が他に多数あるにもかかわらず、白浜分団詰所の建替えが優先されたことから、松岡議員による関与が疑われた。

(19) 3地区における工事等に係る相手方選定に関すること

真相究明委員会において、平成30年4月1日から令和3年1月31日までの間に3地区内で施工された工事について審査した結果、見積合わせによる随意契約において、特定業者2者の組み合わせによるものが常態化していること等が判明した。

地方自治法第98条第2項の規定に基づき市議会が監査請求を行った結果、監査が実施され、同法第199条第9項の規定により次のような監査結果が報告された。

ア 意図的な分割発注について

意図的な分割発注による随意契約に該当するかどうかについて、次のとおり条件を設定し、条件に該当する173件を対象として確認を行った。

(ア) 条件1

- ① 工事Aと工事Bの位置が一定の範囲内にあるもの
- ② 工事Aと工事Bの工期が重複又は工事Aの終了後2か月以内に工事Bの工期の始期があるもの
- ③ 工事Aと工事Bが同一の工種であるもの

上記①から③までの条件に該当するものは45件あった。

(イ) 条件2

工事Aと工事Bの位置が同一であるもの（同一敷地、同一地番、隣接地番等）の条件に該当するものは165件あった。

(ウ) 条件1と条件2に重複し該当するものは37件あった。

イ 見積合わせの業者組合せについて

見積合わせの業者組合せにおいて、5回以上ある組合せは次のとおりである。

- ・ (有)大利建設と協同建設(株) 17回（選定理由：施工実績、地理的条件）

- ・ (有)梶工業と(株)テルミック 9回 (選定理由：施工実績)
- ・ 白浜設備工業(株)と(株)山村設備商会 9回 (選定理由：施工実績、地理的条件)
- ・ 明建産業(株)と湊ハマ(株) 8回 (選定理由：専門性、地理的条件)
- ・ 協同建設(株)と(株)海老名組 7回 (選定理由：施工実績)
- ・ 昭和瀝青工業(株)と(株)平野組 5回 (選定理由：特殊技術)
- ・ (有)広商機材と播備(株) 5回 (選定理由：地理的条件、登録業者少数)

ウ 一者随意契約について

一者随意契約に該当する工事 43 件のうち学校施設課の工事 8 件については、緊急を要するとして一者随意契約にしているが、その要件に該当しないと思われる。

エ 監査委員の意見について

(ア) 意図的な分割発注による随意契約に該当するかどうかの確認が工事担当課以外でなされていないため、各課における内部統制が機能するような体制を整える必要がある。

(イ) 見積合わせの業者選定に極端な偏りがないよう改善するため、施工実績を全庁で共有するための仕組みづくりと活用方法の検討を行う必要がある。また、親族関連企業のみによる見積合わせを解消するため、見積選定業者数を増やす等の改善が必要であり、マニュアルやガイドライン等の作成を進め、工事発注に関する意識改革や基準の統一化を図る必要がある。

(ウ) 一者随意契約については、緊急性の判断、業者の選定等の条件の明確化を図る必要がある。

(20) 中央卸売市場場長と松岡廣幸議員との出張に関すること

平成 31 年 2 月 18 日、松岡議員は、中央卸売市場場長（以下「場長」という。）に対し、以前から場長が松岡議員に確認を求めていた交通量推計に関する地元自治会役員への説明資料の内容について、同日出席予定であるにしはりま環境事務組合の会議へ向かう公用車の移動中であれば、場長の説明を受けることが可能である旨の連絡をした。

場長は、同月 20 日に近畿農政局と兵庫県、同月 22 日には農林水産省の新市場に係る補助採択に関するヒアリングが予定されていたこと、当該ヒアリングにおいて、地元説明会の開催予定、交通量推計に係る資料を説明する必要があったことから、同月 20 日までに地元説明会の日程を決定させるとともに、交通量推計に係る資料を完成させなければならなかった。

場長は、松岡議員の提案どおり、松岡議員と公用車に同乗し、車内において交通量推計に係る資料の説明及び地元説明会の日程調整に関する打合せを行った。

場長は、市外への出張ではあるが、公用車による旅費を伴わないものであることから、上司の出張命令を受ける必要はないものと思ひ込み、産業局長の出張命令を受けることなく出張した。

なお、場長は、出張に当たり、部下職員には事前に行き先や用務内容を伝えていた。また、産業局長に対しては、同月 19 日に当該出張について事後報告を行った。

(21) 姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関すること

令和元年 5 月 23 日、市は、「姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託」の制限付き一般競争入札の公告を行った。

同月 30 日、松岡議員は、産業局長に対し電話で市場移転事業に係る交通量推計等の地元への

説明会において出された意見に対し、市が回答をしていない段階で公告をするのは早い、市は市場の移転事業だけを進め、地元への対応は二の次にしているのではないか、公告は取り下げべきである、取り下げないなら農水省に補助金を止めてもらうなどと主張し、入札公告を取り下げよう要望した。

同月 31 日、産業局長は、副市長に報告の上、市場移転事業の推進には地元の理解が不可欠であるとの認識から、入札公告の取り下げを決定し、入札を中止した。

入札中止の理由は、特別経費の積算システムリース料については、考え方により算出方法が異なることから、より適正な積算システムリース料の算定とするためとしたが、当該事由は、通常の入札においては中止するほどのものではなかった。

令和 3 年 7 月 1 日、市長は、松岡議員の当該要望について、職員倫理条例第 2 条第 4 号カ（その他職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である行為）に該当すると判断し、不当要求行為と認定した。

(22) 白浜 204 号線植栽工事に関すること

平成 25 年 8 月 26 日、白浜町宇佐崎自治会は、道路管理課に対し、白浜 204 号線に係る市道植栽整備要望書を提出した。内容は、街路樹（タイサンボク）が成長し、自動車等の通行への支障、落葉の増大による環境・景観への影響があることから、低木（ハナミズキ）への植替えを要望するものであった。

当該要望書には松岡議員の自筆で「早急なる対応を何卒宜しくお願い申し上げます。」と書かれた名刺が貼り付けられていた。

当該要望に基づき、道路管理課は、みどり整備室へ植替えを依頼し、同年 10 月から平成 26 年 2 月までの間に、白浜 204 号線の街路樹（タイサンボク）95 本をハナミズキ 81 本に植え替える工事を実施した。樹種指定等の要望を松岡議員が行った事実は認められなかった。

植替え要望に対する工事は、おおむね上半期に受けた要望に係るものを下半期に実施しており、当該要望に係る工事が特別早期に実施されたとまでは認められない。

しかしながら、通常は当該工事で植え替えた樹木程度の大きさであれば、伐採や移植を行っておらず、過去に行った事例はなかった。

(23) 木場南第二排水ポンプ整備事業に関すること

令和 2 年 10 月 16 日、松岡議員は、下水道整備室主幹に対して電話をかけ、木場南第二排水ポンプ事業を早急に行うこと及び排水ポンプ場用地の所有者（地権者）が松岡議員の親戚にあたり前もって話を通しておきたいので、地権者への挨拶は自身への説明後に行うよう要望した。

下水道整備室主幹は、認可、基本設計、詳細設計等の手続に時間が必要であることから、早期の整備は困難であり、地権者への挨拶については、事業計画について松岡議員と打合せをした後に行うと回答し、後日、地権者への挨拶を行った。

なお、事業用地の取得を目的とする地権者への対応については、排水ポンプ施設はその設置場所が限定され、用地の形状は事業内容に大きな影響を与えることから、事業用地を確保するため、検討初期の段階において、地権者に対し挨拶を行うことは一般的な対応であり、当該地権者への説明は、市職員が松岡議員の名前を出して行ったものではなかった。

(24) 白浜小学校屋内運動場新築工事に伴う物品購入に関すること

白浜小学校屋内運動場の新築工事の完了に伴い新規購入すべき物品は決定していたところ、

平成 30 年 10 月 3 日、松岡議員は、教育委員会事務局総務課長（以下「総務課長」という。）に対し、傷んだ椅子でこけら落としをするようなことはしたくないと主張し、購入予定ではなかったパイプ椅子を新調するよう要望した。

総務課長は、購入するパイプ椅子の数は学校と相談させてほしいと松岡議員に申し出たが、松岡議員は、地域の代表として自身が数を伝えると主張し、総務課長の提案を拒否した。

同月 22 日、松岡議員は、総務課長を市議会会派控室へと呼び出し、「体育館建設にともなう要望（備品・用具）」と題したリストを手渡し、記載されている備品等を購入するよう要望した。

リストに記載された備品等を全て購入するためには相当の予算が必要であることから、総務課長は、優先順位を付けたいと申し出たが、松岡議員は、予算が必要なら財政局に自身から言ってもよいと主張し、了承しなかった。

教育委員会は、松岡議員から要望された備品等を購入するための予算がなかったことから、臨時対応分としてあらかじめ教育委員会において留保していた予算から執行することとした。教育委員会が当該要望に係る備品等の購入のために執行した予算の額は、当初予定していた予算額を大きく上回る額となった。

(25) 平成 30 年度糸引小学校東門西側校庭整備工事に関すること

平成 30 年 4 月、松岡議員は、教育委員会に対し、糸引小学校において東門を利用する児童が増加していることから、児童の通行が集中する校舎南側の通路（東門西側の校庭）の拡幅を早期に行うよう要望した。

教育委員会は、当該要望に係る予算がなかったことから、別事業の予算の執行残額を用いて事業を行うこととした。

同年 6 月、教育委員会は、当該要望に係る工事の指名競争入札を実施の上、工事契約を締結した。

当該要望から約半年後となる同年 10 月、糸引小学校東門西側校庭整備工事が完了した。

(26) 令和元年度白浜小学校運動場北側防球ネット設置工事に関すること

平成 31 年 4 月、松岡議員は、教育委員会に対し、白浜小学校の運動場北側（旧体育館の解体後、運動場として使用している部分）から旧国道 250 号にボール等が飛び出す危険があると主張し、防球ネットを早期に設置するよう要望した。

教育委員会は、当該要望に係る予算がなかったことから、別事業の予算の執行残額を用いて事業を行うこととした。

令和元年 7 月、教育委員会は、当該要望に係る工事の指名競争入札を実施の上、工事契約を締結した。

当該要望から約半年後となる令和元年 10 月、白浜小学校運動場北側防球ネット設置工事が完了した。

(27) 姫路市立白浜公民館ロビー等改修工事に関すること

平成 28 年 6 月 2 日、松岡議員は、生涯学習課長に対し、白浜公民館に談話室を増設してほしい旨の白浜地区連合自治会からの要望書を提出するとともに、とにかく迅速に対応するよう要望した。

同月 14 日、生涯学習課長は、松岡議員に対し、談話室を増築することは困難であり、間取りの変更で対応する案を説明した。松岡議員は、生涯学習課長に対し、市の都合でやるやらない

は許さない、決算で噛みついて帰れないようにする、市場の代償ということにすれば理由も整うだろう、産業局に予算を確保してもらうなどの威圧的な発言を用いて要望した。

産業局長は、松岡議員の要望について副市長に相談し、増築はできないが内部改装なら可能であるとの教育長の意向も確認した上で、生涯学習課長に対し、市場関係の要望には積極的に対応するようにとの副市長の指示を伝えた。

教育委員会は、松岡議員が要望を行った年度において、別事業の予算の執行残額や臨時対応分としてあらかじめ教育委員会において留保していた予算を用いて、ロビー等改修工事の一般競争入札を実施した。

平成 28 年 12 月、生涯学習課長が入札結果を松岡議員に報告したところ、落札価格が、指名競争入札が可能な金額（1,000 万円以下）であったことから、松岡議員は、生涯学習課長に対して、指名競争できるものを一般競争にするのか、職員の不祥事のつけを議員に回すのかと発言した。

松岡議員の行為が不当要求行為に該当するのではないかと真相究明委員会から指摘があり、教育委員会において不当要求行為に該当するかどうかについて検討がなされたが、不当要求行為と認定されなかった。

4 各事案における問題点等について

(1) 平成 30 年度次期道路台帳システム計画策定業務委託について

- 平成 30 年 5 月 15 日に松岡議員が行った要望について、要望を受けた当時においては不当要求行為のおそれに該当すると判断しているが、令和 2 年に市長から諮問を受けた倫理審査会は、不当要求行為に明らかに該当すると判断しており、当初から不当要求行為と判断すべき事案であった。

(2) 白浜系引八木地区対策協議会の実態把握と市との関わりに関すること

- 協賛金の拠出の要請を受ける可能性があることを認識していなかったとはいえ、松岡議員の要望に応じ、市職員が請負業者に対して、松岡議員へあいさつを行うよう依頼したことは問題であった。
- 請負業者による自治会長へのあいさつは、工事車両が通行するなど、工事内容に応じて必要となる場合があるが、本件事案では、市職員は、自治会長へのあいさつの必要性について検討を行うことなく請負業者に依頼していた。
- 意に反して協賛金を拠出した請負業者が 2 者あった。3 地区協議会が松岡議員及び 3 地区の自治会長で構成されていたため、協賛金の拠出の要請が地元住民の総意であるとの印象を請負業者に与えた可能性があり、自由な意思決定を行うことが困難な状況の中で、3 地区協議会が協賛金の拠出を請負業者に対して要請したことは、本市の入札業務に影響を及ぼしたおそれがある。

(3) 姫路市基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務プロポーザルに関連する業務に関すること

- 真相究明委員会において、本件事案に係る業務の受注業者の条件を 3 者 J V（共同企業体）としたのは、松岡議員が推薦する業者を受注業者とするよう要望があり、市当局がこれに応じるために条件としたのではないかと指摘があったが、3 (3)に記載の効果を期待して行っ

たものであった。

(4) 新市場用地の土壤汚染対策業務に関すること

- ・ 真相究明委員会において、平成 30 年 5 月 15 日の松岡議員の要望に係る音声データ中に、土壤汚染対策業務が松岡議員の関与により工事請負ではなく業務委託となったこと及び詳細設計業務の落札額に関する発言があったことから、契約等への関与があったのではないかとの指摘がなされたが、3 (4)の記載のとおり、当該発言は松岡議員の誤った認識に基づくものと考えられる。

(5) 賑わい拠点施設用地契約候補者選定委員会委員に関すること

- ・ 真相究明委員会において、選定委員会の委員に「地元住民の代表者」として白浜地区の連合自治会長及び単位自治会長の 2 人が就任していたことについて、松岡議員の意向を反映させるためであったのではないかとの指摘があったが、3 (5)に記載の事由により選定したものであり、松岡議員の関与は認められなかった。

(6) 浜手緑地・白浜地区のからくり時計の設置に関すること

- ・ 地元の意向を十分確認することなく、松岡議員の要望に応じて事業を進めた。
- ・ 松岡議員が要望するからくり時計の設置に係る予算について、他の公園に設置されている時計との均衡等について十分に検討することなく予算を計上した。
- ・ からくり時計の特殊性や仕様変更により予算が増額となった経緯等について、議会に対する説明責任を十分に果たしていなかった。

(7) 浜手緑地・白浜地区の公園西側の園路補修及び日陰棚の建替えに関すること

- ・ 本件事案に関して松岡議員からの要望はなく、利用者の安全確保に関わる工事についてのみ、議会に対して説明を行い予算を執行した。

(8) 令和元年度公園のフェンスの嵩上げについて 及び

(9) 不当要求行為で問題となった公園のフェンスの嵩上げに関すること

- ・ 令和元年 6 月 5 日に松岡議員が行った要望について、要望を受けた当時においては不当要求行為のおそれに該当すると判断していたが、令和 2 年に市長から諮問を受けた倫理審査会は、不当要求行為に明らかに該当すると判断しており、当初から不当要求行為と判断すべき事案であった。
- ・ 建設局長は、当該フェンスの嵩上げは他の公園との均衡を欠くものであるとの認識を持ちながら、松岡議員の要望を受け当該フェンスの嵩上げを決定した。
- ・ 当該フェンスの嵩上げ工事の実施に当たり、入札を実施すると時間を要するため、公園整備課長は建設局長の承認の下、入札を実施すべき工事を分割し、随意契約として発注した。

(10) 浜手緑地・白浜地区の公園整備に関すること

- ・ 松岡議員による不当要求行為に対して、組織として毅然とした態度をとるべきであったが、副市長以下幹部職員は、市場移転に何らかの悪影響があることを懸念し、毅然とした組織的対応をとることができなかった。
- ・ 松岡議員の要望を受け、建設局長は、複合遊具等の設置に係る整備事業費について、当初の契約金額を大きく上回る変更を決定した。
- ・ 複合遊具等の設置に係る整備事業費の増額分については、別契約により執行すべきであったが、建設局長は、複合遊具等設置設計・施工業務変更契約を行い対応した。

(11) 白浜市場線東ルート¹の整備に関すること

- ・ 移転補償に関わる実施工法の変更により移転補償費は当初予算を大きく上回る額となったが、松岡議員による早期の整備要望を意識するあまり、次年度に予算要求することなく、他の事業に影響を生じる当該年度の予算を流用して対応した。
- ・ 移転補償費の大幅な増額が必要となった時点において、東ルートの整備について再検討をすべきであったが行わず、また、当該移転補償費の増額について議会に対する説明責任を十分に果たしていなかった。

(12) 新恋の浜橋の新設と蛸橋の改修整備に関すること

- ・ 坊勢漁協直売所への東からの進入路を確保するに当たり、松岡議員から度重なる要望があったことから、橋梁設置の必要性について十分に検討することなく受け入れた。
- ・ 平成29年度に実施された新恋の浜橋の「下部工及び左岸取付道路」の予算について、松岡議員からの要望があり設置を急ぐあまり、下部工については本来橋梁新設改良費で執行すべきであったが道路新設改良費で執行した。また、当該予算の執行について、議会に対する説明責任を十分に果たしていなかった。

(13) 東部析水苑のグラウンド整備に関すること

- ・ 東部析水苑用地における代替グラウンド整備に関する松岡議員の要望に対して、副市長及び関係局長は、当該用地を代替グラウンドとして用いることの妥当性等について、十分な検討を行うことなく要望を受け入れた。
- ・ グラウンド整備を急ぐあまり適切な予算措置を行わず、グラウンド整備については建設局の公園整備事業費から、トイレ設置については下水道事業会計の処理場運営費から、バックネット設置については産業局の卸売市場事業特別会計の運営費から、それぞれ予算を流用して実施した。
- ・ 3(13)記載のとおり、延べ520人の道路保全課の技能労務職員がグラウンド整備を行ったことにより、市が直営で行う予定であった里道整備事業の一部を業者に発注することとなった。
- ・ 早急に工事を行うため、フェンス設置工事とグラウンド入口整備工事、トイレ設置工事において給水管工事と排水管工事、コンセント盤設置工事と外灯他設置工事及びバックネット2基の設置工事についてそれぞれ分割し、随意契約により発注した。また、工事発注に当たり、一部において同じ組合せとなる業者の見積合わせを行っていた。
- ・ グラウンドの使用について、特定の団体の独占的使用を容認していた。

(14) 白浜小学校の相撲場整備に関すること

- ・ 学校施設課長は、鉄骨造で整備する方針であると松岡議員に主張したが、松岡議員による副市長への要望の結果、木造の神明造で整備することが決定され予算が大幅に増額した。
- ・ 令和3年に教育委員会が不当要求行為と認定した松岡議員の入札の延期を求める行為について、当時は不当要求行為と判断することができなかった。また、当該要望に応じたようにふるまい、契約日を変更した。
- ・ 学校施設であるにもかかわらず、相撲場の意匠について学校長と協議を行わず、松岡議員のみと協議を行った。
- ・ 他の学校における相撲場の整備と比較して費用が高額となった。

(15) 白浜小学校渡り廊下の整備に関すること

- ・ 白浜小学校の屋根付き渡り廊下（箱型渡り廊下）の整備に係る松岡議員の要望に対して、学校施設課長は、他の学校との均衡等についての検討を十分に行うことなく、屋根付き渡り廊下（箱型渡り廊下）の整備を実施した。

(16) 栗生の松原公園に関すること

- ・ 神社が所有していたトイレを撤去し、同一敷地に公園トイレを整備したこと、公園トイレの屋根瓦に神社の社紋を使用したこと、公園トイレの入口が市道から見えない位置にあることから、政教分離の原則に反し憲法違反であるとする専門委員の意見があるが、毎年多数の観光客が訪れる「灘のけんか祭り」は、本市の最も重要な観光資源の一つであることから、本市として一層の観光振興を図ることを目的として公園トイレの整備を行ったものであり、直ちに憲法違反になるものとは考えていない。
- ・ 公園トイレの新設要望書の提出から工事完了まで通常は2年程度の期間を要するところ、平成24年12月の要望書の提出から4か月後の平成25年4月に工事設計委託が行われており、松岡議員の要望に対して早急に対応している。
- ・ 松岡議員が要望する意匠を採用したため、他の公園トイレの整備と比較して費用が高額となった。

(17) 白浜西山公園に関すること

- ・ 松岡議員による不当要求行為を含む要望等により、屋根の反りやなまこ壁等の仕様について、必要性等の検討を十分行うことなく変更した。
- ・ 仕様を変更した結果、同規模のトイレの整備と比較して高額な予算を執行した。

(18) 飾磨消防団白浜分団詰所の整備に関すること

- ・ 整備予定になかった白浜分団詰所の建替え工事を令和3年度に行うことについて、議会に対する説明責任を十分に果たしていなかった。

(19) 3地区における工事等に係る相手方選定に関すること

- ・ 意図的な分割発注による随意契約に該当するかどうかの確認が工事担当課以外でなされていなかった。
- ・ 見積合わせの業者選定に極端な偏りがあった。また、親族関連企業のみでの組合せによる見積合わせが見受けられた。
- ・ 一者随意契約については、緊急性の判断、業者の選定等の条件が明確ではなかった。

(20) 中央卸売市場場長と松岡廣幸議員との出張に関すること

- ・ 住民説明会資料について、特定の議員に対して過度な事前説明を行い意見を求めた。
- ・ 旅費を伴わない出張については、上司の出張命令が不要であると誤認し、上司の命令を受けることなく出張した。

(21) 姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関すること

- ・ 松岡議員の不当要求行為を含む要望を受け入れ、公告済みであった入札を中止した。

(22) 白浜204号線植栽工事に関すること

- ・ 地元要望があったとはいえ、本件事案のような街路樹の状況において全ての樹木の植替えを単年度で実施した工事は過去にはなかった。

(23) 木場南第二排水ポンプ整備事業に関すること

- ・ 松岡議員から地権者である親戚に対する事前挨拶の要望があり、当該地権者に挨拶を行ったが、地権者に挨拶を行うことは一般的なことであった。

(24) 白浜小学校屋内運動場新築工事に伴う物品購入に関すること

- ・ 購入する物品はあらかじめ決定していたが、松岡議員からの追加購入の要望を受け、当初予定していた予算額を大きく上回る執行となった。
- ・ 追加購入の要望に係る物品の購入費用については、現年度の臨時対応分の予算を充てたため、臨時対応すべき事業が執行できなくなるおそれを生じた。

(25) 平成 30 年度糸引小学校東門西側校庭整備工事に関すること

- ・ 校庭整備の必要性は認められるが、他の学校の改修状況等を考慮することなく、別事業の予算の執行残額を用いて当該年度中に工事を実施したことは、松岡議員の要望に対して特別の対応を行ったものであり、他の施設改修との公平性を欠くものであった。

(26) 令和元年度白浜小学校運動場北側防球ネット設置工事に関すること

- ・ 防球ネット設置の必要性は認められるものの、学校等の改修状況等を考慮することなく、別事業の予算の執行残額を用いて当該年度中に工事を実施したことは、松岡議員の要望に対して特別の対応を行ったものであり、他の施設改修との公平性を欠くものであった。

(27) 姫路市立白浜公民館ロビー等改修工事に関すること

- ・ 白浜地区連合自治会が行った談話室の設置に係る要望について、松岡議員が迅速に対応するよう要望し、副市長を含む幹部職員は、市場関係の要望には積極的に対応するよう担当者に指示をした。
- ・ 当該年度の予算措置がなかったため、別事業の予算の執行残額や臨時対応分としてあらかじめ教育委員会において留保していた予算を用いて当該年度中に改修工事を実施したことは、松岡議員の要望に対して特別の対応を行ったものであり、他の施設改修との公平性を欠くものであった。

5 原因分析について

(1) 松岡議員による不当要求行為等

- ・ 「市議会は行政に対し議決権等を有しており、市議会議員が不当要求を行ったとしても、民間人が不当要求行為を行った場合と同じ対応を職員が行うことは困難である」との専門委員の意見にもあるとおり、市議会議員と市職員との間には一般市民とは異なる特殊な関係がある中で、松岡議員はこの関係性を背景に、市場移転事業に対して強い影響力を持っていることを誇示する等により、松岡議員が要望する事業を実施するよう市職員に迫った。市職員は、松岡議員の威圧的な発言等を用いた要望に対して、適切な判断を行い、組織的対応をとることができなかった。

(2) 職員倫理条例に基づく要望等への対応の不備、不徹底

ア 職員による要望等全件記録の不徹底、認識不足

- ・ 職員倫理条例において要望等の全件記録が求められているところ、松岡議員が行った要望等について、記録票が作成されていなかった事案が散見され、松岡議員の要望等に係る情報が組織で共有されていなかった。要望等が全件記録されていない原因としては、令和 3 年 2 月に取りまとめた「職員倫理アンケート集計結果」（以下「職員倫理アンケート集

計結果」という。)によると、「全件記録を知らなかった」職員の割合は2.7%と少数であったが、29.5%の職員が「知っているが記録できていない」、「記録できていないときがある」と回答しており、これらの回答をした職員は、その理由として、「必要により記録すればいいと思っていた」(28.0)、「要望等が不当要求行為等に該当すると思われる場合のみ記録するものと思っていた」(17.8%)等と回答している。これらのことを踏まえると、全件記録が行われていなかった原因は、市職員に対する職員倫理条例の周知不足、要望等の全件記録に対する職員の認識不足にあると考えられる。

イ 不当要求行為の判断が不的確

- ・ 不当要求行為に該当するかどうかの判断を行うに当たり、「判断することに自信がない」、「判断の基準となる前例がない」などを理由として、的確な判断をすることができておらず、職員倫理条例のマニュアルの記載が具体性に欠けるなど不十分であったことから、職員によって判断基準にばらつきが生じたと考えられる。なお、不当要求行為の定義について、他都市にはある「特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること」、「職務上知り得た秘密を漏らすこと」及び「執行すべき職務を行わないこと」といった要望の規定が本市にはなく、逆に「社会的相当性を逸脱した」という評価的文言が各所に入っており、市職員が不当要求行為と判断することに慎重になっているのではないかと専門委員からの意見がある。
- ・ 「職員倫理アンケート集計結果」によると、市議会議員との関係を損ねたくないとの思いが、特に主幹級以上では、「強くある」、「相当程度ある」との回答が合計で41.5%あり、議員との関係を重視するあまり、議員の要求を不当要求行為と認定することを躊躇する傾向があることが分かる。この点については、専門委員にも同様の意見があるほか、令和2年11月27日の倫理審査会の答申においても、一般的な市民とは異なる市議会議員と職員という関係性が「不当要求行為」に該当するかどうかの本市の判断に影響を及ぼしたと考えられると指摘されている。また、副市長や局長等の幹部職員が市の重要施策である市場移転事業への影響を過度に意識したため、松岡議員の要望を最終的には受け入れ、松岡議員の行為を不当要求行為ではなく不当要求行為のおそれと判断するなど、松岡議員に対して過度の配慮を行っており、その背景には要求を断ることによる他の業務への支障や報復への畏怖があるものと思われるとの専門委員からの意見もある。

ウ 不当要求行為への組織対応の不備

- ・ 松岡議員から過度な要望等が繰り返し行われていたにもかかわらず、その時々々の要望等に関係する職員等による対応に終始し、副市長や局長等の幹部職員が松岡議員の要望等に対して毅然とした態度で冷静に対応することができず、市長をトップとした組織的な対応が行われなかったことが原因と考えられる。

エ 職員研修の不足

- ・ 不当要求行為対応に関する研修として、階層別研修における研修や管理職を対象とした倫理研修、グループミーティング等を行っているが、事例についての討論など座学形式が中心の研修であり、市議会議員が威圧的な発言等を用いて行う要望等を想定したより実践的で実務的な研修が不足していた。また、このたびの一連の事案を通じて要望等の全件記録に対する職員の認識不足、不当要求行為の判断及びその対応の不徹底等が明らかになっ

ており、従来の研修では十分な効果が得られていない。

(3) 職員の倫理意識の低下

- ・ 松岡議員からの要望等に応じるため、予算額を当初予算より増額する、まとめて入札すべき事業を分割して随意契約として発注する、他との均衡を欠くような事業を行うなどの事案が散見され、市職員の倫理意識の低下が原因と考えられる。

(4) 議会への説明不足

- ・ 姫路市議会基本条例第 19 条は、「市長は、予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成に努めるものとする。」と規定しているが、白浜小学校の相撲場整備や新恋の浜橋の整備に当たり、執行する予算について市議会に対して十分な説明を行っておらず、必要な情報を提供し適切な審議を経ていなかったため、公平・公正性、透明性を確保することができなかった。

(5) 予算執行・契約事務に関するチェック体制の不備

- ・ 公園フェンスの嵩上げ事案など、松岡議員からの早期の事業実施の要望等に対応しようとするあまり、工事を分割して随意契約とするなど、一連の事案において、不適切な方法による予算の執行や業務の発注等が見受けられた。130 万円以下の軽工事は、課長が決裁権者であることから、課長の判断で実施することができるが、その予算執行及び契約事務についてチェックする体制が不十分であった。

(6) その他専門委員の意見

上記の記載は専門委員の意見を踏まえた原因分析であるが、これら以外の専門委員の主な意見は次のとおりである。

- ・ 決裁の上位者が議員に対応し、対応方針を指示している。議員が幹部を抑えた上で担当部門に処理させることに問題の根幹が見える。
- ・ 議員が地域の窓口として一本化するの是一般的でなく問題である。
- ・ 職員倫理条例について、抽象的な規定を補完するガイドライン・事例集等の整備が不十分であった。
- ・ 議員が理由を告げず緊急に市職員を呼び出すことを規制しないことが問題である。

6 本市の再発防止に向けた取組について

(1) 職員倫理条例に基づく要望等への対応等

ア 要望等の全件記録の徹底

- ・ 「職員倫理アンケート集計結果」によると、要望等の全件記録について正しく理解していない職員が少なからず存在していることが判明したため、要望等の全件記録について、年間を通じて全庁通知を行うとともに、職員研修、グループミーティング等を通して、全件記録の徹底に対する職員意識の向上を図る。
- ・ 要望等に対する記録票の作成について、要望等を受けた者は速やかに記録票を作成し、上司に報告しなければならないにもかかわらず、複数の事案において記録票が作成されていなかった。条例、規則等に記録票の作成期限に係る明確な規定がないことが一因と考えられることから、記録票の作成期限の明確化を行う。
- ・ 市議会議員からの要望等の内容を正確に記録するため、面談を行うに当たっては複数職

員による対応を徹底するとともに、専門委員からの意見も踏まえ、ICレコーダー等を活用した全件録音について検討を進める。

- ・ 「職員倫理アンケート集計結果」によると、要望等の全件記録ができていない理由としては、「記録しようと思っていたが、時間が経過して忘れていた」、「記録することを面倒に思っている」などの回答があり、また、「記録の様式を簡素化する」、「記録の作成に時間をかけ過ぎないようにする」ことが全件記録の運用に効果的であるとの回答が合わせて約5割あったことから、記録様式にチェックリストを導入する等簡素化に係る見直しを行い、職員の記録作成に係る事務負担の軽減を図る。

イ 不当要求行為該当性の判断方法の見直し

- ・ マニュアルにおける不当要求行為の記載をより具体的なものにするとともに、事例集を作成し、不当要求行為に該当するかどうかの判断に係る困難さの解消を図ることにより、職員間において判断に差異が生じないようにする。
- ・ 不当要求行為に該当するかどうかの判断を一人の者が行うことの困難さを解消するため、事案の所管局長のほか、副市長、関係局長、法務専門員等で構成する合議体において協議し、判断を行う体制を整備する。
- ・ 合議体で協議した内容及び結果に基づき、市長が不当要求行為に該当するかどうかの判断を速やかに行うことができる体制を構築するとともに、市長において判断が困難であると認めるときは、倫理審査会に諮問し、早期かつ的確な判断を行うことができるようにする。

ウ 不当要求行為に対する適正な対応の確保

- ・ 市議会議員による不当要求行為に対しては、職員個人や一部局で対応することは極めて困難であり、副市長、局長等の幹部職員も適正な判断を行うことができない可能性があることから、市長が迅速かつ正確に情報を共有し、組織的な対応が可能となる体制を整備する。
- ・ 内部統制における令和2年度評価報告書に記載のとおり、職員倫理条例の運用において、不当要求行為に該当する行為があったものの、誤って認定せずに運用を行っていたとして、その目的である「業務の効率的かつ効果的な遂行」、「財務報告等の信頼性の確保」、「業務に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」に応じたリスクが網羅的に識別されていないことが判明したため、再発防止に向けて取り組む。
- ・ 市議会議員からの不当要求行為に対する職員への実践的な研修体制を構築するとともに、特に幹部職員に対する研修の充実を図る。
- ・ 市の重要施策の課題や進捗状況等について、市長と副市長等の幹部職員が情報を共有し緊密な連携を図ることができる体制を早期に構築する。
- ・ 職員の法務能力を高め、市のガバナンス強化を図るため、法務専門員を増員するとともに、法務相談体制の充実を図る。
- ・ 公益通報制度について、改めて全庁に周知を図り、職員の認識を高める。

エ 議員による不当要求行為の防止に向けた議会との連携・協議

- ・ 「不当要求行為を行った者が、純粋な民間人か市議会議員かを区別することなく、一律に同じ対応を予定する現行の制度は、行為者が市議会議員の場合はそもそもおよそ機能する

余地がないものと思われる。」との意見が専門委員からなされており、職員が市議会議員の要望等を不当要求行為と判断することは困難であることから、不当要求行為を未然に防止するため、市議会議員の要望等に係る情報を市議会と共有することについて協議を進める。

- ・ 市議会議員と職員が共同協議会において、不当要求行為の再発防止策や不当要求行為があった場合の対応策について検討を行う。
- ・ 「市議会議員による不正な影響力行使を防ぐため、市議会議員の要望等は全て公開するものとする。」との専門委員の意見を踏まえ、市議会議員に係る要望等の記録の公開について、市議会と協議の上検討する。

(2) 職員の意識改革

- ・ 不当要求行為に対する職員研修については、階層別研修等を通して一定の成果を上げているものと考えられるが、十分であるとはいえないことから、より実践的な研修を行う必要がある。経験の少ない職員に対しては、様々な事態を想定して実務研修を行い、不当要求行為に屈することのない公務員としての意識の醸成を図る。
- ・ 「職員は市民全体の奉仕者であることを再認識し、全庁的な意識改革の下、真の意味での組織的な対応を図るべきである。特に職員の管理監督の立場にある幹部職員においては、その責任と果たすべき役割は大きい。今回の件を含め組織対応の現状を重く受け止め、自らの意識改革を強く進めていくことが望まれる。」との専門委員の意見を踏まえ、副市長や局長等の幹部職員に対する研修の強化に取り組む。
- ・ 令和4年度から新たにに取り組む法律に対する職員の意識を高める制度（リーガル・ドック）を導入することで、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に取り組む。

(3) 議会への説明責任の履行の確保

- ・ 議会に対する説明が不十分である事案が見受けられたことから、説明資料等の作成に努めるとともに、重要な事案については積極的に議会に対して説明を行うこととする。特に緊急・特例的な予算措置を要する案件、大幅な経費の増減を伴う案件等については、議会に対する事前説明の徹底を図り、公正かつ透明な事業執行の確保に努める（姫路市議会基本条例第19条は「市長は、予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成に努めるものとする。」と規定する。）。

(4) 予算執行・契約事務に関するチェック体制の充実

- ・ 地方自治法第98条の規定に基づき、監査委員からは、「①分割発注においては、不適切な分割発注による随意契約に該当しないか確認し、内部統制が機能する体制を整備すること。②業者選定においては、特定の業者が利益を受け、また、選定において疑念が持たれないよう発注者として公平かつ公正な事務の執行が求められること。③見積り合わせの業者選定においては、施工実績の確認では全庁で共有できる仕組みづくりと活用方法を検討すること、マニュアルやガイドライン等の作成を進め、工事発注に関する意識改革や基準の統一化を図ること。④一者随意契約については、契約形態（緊急性の判断、業者の選定等）では条件の明確化を図ること。⑤予算措置については、大規模事業に関連する事業や地元対策事業については、予算措置の明確化、透明化が求められるため、適正な予算措置、執行に努めること。」等が意見として付されている。
- ・ 監査結果を踏まえ、契約事務の適正化を担保するため、令和3年7月に軽工事の内容を市

ホームページに公開するとともに、基本的な指針となる「軽工事等の実施に係るガイドライン」を同年12月に策定し、契約事務の適正化に取り組んでいるところである。

- ・ 予算執行状況の内部検証、予算流用手続きの明確化等について関係部局で協議・検討を行い、予算執行事務におけるチェック体制の強化を図る。

(5) その他の専門委員の提言

前号までの記載は専門委員の意見を踏まえた再発防止策であるが、これら以外の専門委員の主な意見は次のとおりである。

- ・ 要望者が市議会議員である場合には、職員に判断を行わせるのではなく、全ての記録を倫理審査会に送付し、不当要求行為か否かの判断を行わせる。
- ・ 内部からのコンプライアンス意識の向上を図るため、弁護士資格を持つ職員を増員する。
- ・ 警察OBを倫理審査会に加える。
- ・ 市議会議員と面談する場合の出席者についてルール化する。
- ・ 予算審議資料にほかの事例との比較を記載する。
- ・ 変更契約について、5割を超えるような大幅な増額については、責任の所在を明らかにする仕組みが必要である。
- ・ 中央卸売市場整備など大規模事業に関連する事業や地元対策事業については、予算措置の明確化・透明化が求められる。

7 おわりに

平成29年3月、本市は、前年に起こった市職員の収賄事件に係る調査結果、再発防止策等を取りまとめた「職員不祥事に係る調査結果及び再発防止策に関する報告書」を公表した。幹部職員2人が収賄罪で有罪判決を言い渡され、市政に対する信頼が大きく損なわれ、危機的な事態となったことを受け、外部有識者3人を「姫路市職員不祥事調査・再発防止検討専門委員」として委嘱し、専門的な見地から調査を行い、組織的な原因を究明するとともに、再発防止のための方策について検討いただいた結果と、本市の再発防止に向けた取組等について記載したものである。報告書の最後は次のように締めくくられている。

「最も重要なのは、職員一人ひとりが当事者意識を持って取り組むことである。このことをすべての職員が肝に銘じ、より実効性の高い取組を実施することにより、二度と不祥事を起こさない組織づくりを推進し、市政に対する市民の信頼を一日も早く回復してまいりたい。」

専門委員からの提言を踏まえ、本市は、「不当要求の抑止と組織的対応」、「職員の倫理意識の高揚と倫理関係制度の周知徹底」、「管理職職員のリーダーシップの発揮と風通しのよい職場づくり」の3つを柱として、職員倫理条例の改正を行い、要望等の全件記録の徹底を図るなど、様々な再発防止策に取り組んできたにもかかわらず、二度と起こしてはならない不祥事をわずか数年で再び起こし、長期間にわたり市政の混乱を招いたことは極めて遺憾である。

この度の事案における問題点や原因に係る分析は報告書に記載のとおりであるが、職員のコンプライアンス意識の低さ、法令、財務規律等に対する遵法精神の希薄さが散見される。しかしながら、最も大きな要因は、市職員と市議会議員との関係が一般市民との関係とは異なり、特殊なものであるにもかかわらず、そのことが十分考慮されることなく、市議会議員の要望等に市職員が対応しなければならなかった組織体制の脆弱さや職員倫理条例の規定に内在する不備にあった

ものと考えられる。「職員倫理アンケート集計結果」を見ると、主幹級以上の職員のうち、9割以上の者が市議会議員との関係を損ねたくないという思いがあると回答し、8割以上の者が議会対応について精神的負担を感じていると回答している。幹部職員が市議会議員との関係を一般市民とは異なる特殊なものであると強く認識していることを顕著に表している。今後、再発防止策を検討するに当たっては、この点を十分に考慮しなければならない。

当該市議による不当要求行為を含む要望等は、その多くが地元自治会等からの要望に係るものであった。市議会議員が市民の要望や意見を市当局へ届け市政に反映させることは、市議会議員としての本分であり、何ら否定されるものではない。しかしながら、憲法第15条第2項は「全て公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、特別職と一般職という身分の違いこそあるものの、市議会議員も市職員も地方公務員であることに変わりはないものである。

今後は、課題となっている市議会と市職員との関係のあり方について見直しを行い、このような不祥事を二度と起こさないための再発防止策について積極的に実行していかなければならない。そのためには市議会議員と市職員が一部の奉仕者ではなく全体の奉仕者であるとの認識の下、共に取り組んでいかなければならない。本件を契機として、市長の強いリーダーシップの下、全力で改革を進めていくことを決意し、表明する。